

令和7年度第2回彦根市高齢者保健福祉協議会	
<p>■日時 令和7年（2025年）11月5日（水） 午前10時～午前11時15分</p> <p>■場所 彦根市障害者福祉センター多目的室</p> <p>■出席委員 鈴木会長、森副会長、古川委員、松宮委員、城戸委員、菅原委員、高橋委員、松居委員、篁委員、田口委員、辻委員、細田委員、村岸委員（13名）</p> <p>■欠席委員 岡崎委員、山田委員、佐野委員、寺見委員、友近委員、住吉委員</p> <p>■事務局 福祉保健部長、福祉保健部次長、高齢福祉推進課長、高齢福祉推進課（事業者支援係長、介護保険係長、地域包括支援係長）、JMC株式会社</p> <p>■傍聴 1名</p>	
開会	
事務局	<p>ただ今から、令和7年度第2回彦根市高齢者保健福祉協議会を開催します。</p> <p>本日、彦根市高齢者保健福祉協議会公開要領第3条の規定により、会議は原則公開となっていますので、傍聴の方がおられることをご報告します。会議の成立についてですが、彦根市介護保険条例施行規則第17条第2項の規定では、「第1号から第3号までの委員それぞれ1名以上の出席があり、かつ、委員総数の過半数の出席がなければ開くことができない。」と定められています。本日は、第1号から第3号までの委員それぞれ1名以上にご出席いただき、また、委員19名中、過半数13名にご出席いただいておりますので、当会議は成立していることをご報告します。</p> <p>それでは開会に当たりまして、福祉保健部長が一言ご挨拶申し上げます。</p>
福祉保健部長	<p>皆様、おはようございます。福祉保健部長の大久保でございます。</p> <p>皆様には公私ともに大変お忙しいところ、本日までご出席いただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>また、日頃から本市の福祉保健行政の推進にご支援・ご協力をいただいておりますこと、この場をお借りしまして重ねてお礼申し上げます。ありがとうございます。</p> <p>また、本日は令和9年度から11年度までを計画期間とします第10期計画の策定に際しましてアンケート調査を実施いたしますが、その案につきましてご審議をお願いするものでございます。本計画は高齢者の生活を支える地域の仕組みをどのように作っていくか、整えていくかという大きな方向性を定めているものでございます。</p> <p>そのため、今回の二つの調査は、地域での暮らしぶりや介護の実情、そして、今後の支援の在り方などを具体的に把握するために大変重要なものであると捉えております。</p> <p>市民の皆さまの声を丁寧に反映しまして、より実態に即した計画になるように、それぞれのお立場からのご意見を頂戴したいと思います。</p> <p>限られた時間ではございますが、よろしくお願い申し上げます。</p>
事業者支援係長	<p>続きまして、1名の委員が交代され、新たに委嘱しましたのでご紹介いたします。</p> <p>彦根市社会福祉協議会、松居智和様でございます。どうぞよろしくお願いいたします。</p>

松居委員	おはようございます。彦根市社会福祉協議会の松居と申します。よろしくお願いいたします。
事業者支援係長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、はじめに、計画策定に係る委託事業者を決定しましたので、ご報告いたします。令和7年7月31日に、第10期彦根市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（認知症施策推進計画を含みます。）の策定業務に係る企画提案説明会を開催しました。</p> <p>応募事業者2社から業務提案を受け、審査の結果、ジェイエムシー株式会社様を委託事業者として選定いたしましたのでご報告させていただきます。</p> <p>令和8年度末の計画策定終了までの期間、本協議会の会議にも出席していただきますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>それではジェイエムシー株式会社様、一言ご挨拶をお願いいたします。</p>
JMC株式会社	<p>おはようございます。</p> <p>ジェイエムシー株式会社、大阪支店の有澤と申します。前回の計画に引き続きまして、今回ご支援させていただけることになりました。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>同じく、ジェイエムシーの西村と申します。よろしくお願いいたします。</p>
事業者支援係長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、本日の資料の確認をさせていただきます。</p> <p>事前にお配りしております資料としまして、「本日の次第」、「資料1 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の概要」、「資料2 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」、「資料3 在宅介護実態調査」、最後に、机に配布させていただきます一枚ものの「彦根お出かけサポート事業（案）」となります。今回、配布しています次第以外は、いずれも（案）でございます。</p> <p>過不足はございませんでしょうか。お手元がない場合はお申し出ください。</p> <p>それでは、彦根市介護保険条例施行規則第17条第1項の規定により、会長が会議の議長となりますので、この後の進行は、鈴木会長をお願いいたします。</p>
鈴木会長	<p>皆さん、おはようございます。</p> <p>議長を務めさせていただきます鈴木です。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>高市内閣が発足しまして、私たちのこの地域から上野賢一郎さんが厚生労働大臣になりまして、非常に期待したいと思うところがございますけれども、この年末に自己負担の2割対象者を拡大するなど、年末に向けて介護保険の財政に関わることが決まってくるという大事な場面でもあります。ですから、今回の議論と来月の委員会で、皆さんからの貴重なご意見をいただきながら、進行ができたらと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、これからのご発言につきましてはマイクを使用しまして、最初に所属とお名前をおっしゃってからお願いしたいと思います。また、本日は11時15分を目途に終了させていただきたいと思っておりますので、スムーズに進行できますように皆様のご協力をお願いいたします。</p> <p>それでは、次第の1「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」につきまして、です。本調査は次期計画における施策検討のための調査です。委員の皆様からそれぞれのお立場でご意見をいただきたいと思っております。事務局からご説明をお願いいたします。</p>
<p>1 内容（議題）</p> <p>介護予防・日常生活圏域ニーズ調査について</p>	

<p>高齢福祉推進課長</p>	<p>令和8年度に計画期間が終了する「第9期彦根市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を踏まえ、令和9年度からの次期計画・第10期計画の策定に向けた基礎資料となる調査のうち、まず、「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」の概要についてご説明申し上げます。</p> <p>資料1「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の概要」と、資料2「彦根市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」をご準備ください。</p> <p>「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」は、65歳以上の要介護認定1～5を受けていない「一般高齢者」、「介護予防・日常生活支援総合事業対象者」、「要支援者」を対象に、日常生活圏域ごとの地域の抱える課題の特定に資することを主な目的とし、第5期計画策定時から、3年に一度、計画策定の前年度に実施しています。調査項目は、国から基本となるものが示され、それらをベースに彦根市としての考えを反映して、本日の調査案を示させていただきました。</p> <p>調査を実施する際の詳細につきましては、資料1「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の概要」をご覧ください。</p> <p>本調査は、高齢者が健康で安心して暮らすことができるまちづくりの一層の推進に向け、今後の高齢者保健福祉施策を推進していく上での基礎資料とするものです。</p> <p>日常生活圏域ごとに、地域の抱える課題の特定に資することを目的として実施します。</p> <p>対象者は65歳以上の要介護認定1～5を受けていない人を無作為に抽出し、調査人数は郵送で4,000人を想定しています。</p> <p>今回の調査には、大きく4つの特徴があります。</p> <p>まず1つ目、「見える化システム」との連携です。</p> <p>国が提供する「見える化システム」に登録することで、同規模の保険者との比較や経年変化の把握が可能となります。</p> <p>次に2つ目、「状態の把握」です。</p> <p>運動機能や口腔機能など、どのような身体状態の高齢者が、どの圏域にどれだけいるかを把握できます。</p> <p>3つ目、「追跡調査」です。</p> <p>今回の調査対象者が、後に要介護認定を受けたかどうかなど、個人を特定した追跡調査も可能となっております。</p> <p>最後に4つ目、「第10期から新たに追加された事項」です。</p> <p>調査結果と個人が照合できる調査票を提示すること、また、就労の状況を問う設問が新たに追加されています。</p> <p>続きまして、実際に使用する調査票の構成についてご説明いたします。</p> <p>資料2「彦根市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」をご覧ください。</p> <p>まず、調査票の設問の見方についてご説明いたします。</p> <p>設問番号を「水色」、「黄緑色」、「色付けなし」の3つに分類しています。</p> <p>水色で網掛けしている設問は、「国の必須設問」です。</p> <p>黄緑色で網掛けしている設問は、「国のオプション設問」です。</p> <p>色付けしていない設問は、「彦根市の独自設問」となっております。</p> <p>この色分けによって、どの設問が国が定めた項目で、どの設問が彦根市の施策検討のために独自で加えた項目なのかを、ご理解いただきながらご確認いただければ幸いです。</p> <p>それでは、「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」の調査票についてご説明します。</p>
-----------------	---

	<p>この調査の対象者は、65歳以上の要介護認定1～5を受けていない人であり、調査票には、必須項目35問、オプション項目24問、市独自項目44問の合計103問を想定しています。</p> <p>2ページから3ページに、問1「あなたの家族や生活状況について」</p> <p>4ページから5ページ上段に、問2「からだを動かすことについて」</p> <p>5ページ真ん中以降に、問3「食べることについて」</p> <p>6ページから7ページに、問4「毎日の生活について」</p> <p>8ページから9ページ上段に、問5として「地域での活動について」があります。</p> <p>9ページ真ん中以降に、問6「就労について」があり、こちらは第10期からの追加事項となっております。</p> <p>10ページから11ページ上段に、問7「支え合いについて」</p> <p>11ページ真ん中以降から13ページ真ん中あたりに、問8として「健康について」があります。</p> <p>13ページ下段から16ページに、問9として「認知症について」があり、こちらは前回の調査票から大幅な追加があった項目です。今回から「認知症施策推進計画」を包含するため、その基礎資料となる項目です。</p> <p>17ページから19ページで、問10「これからの生き方や市の取組への希望について」、20ページ上段に、問11「地域について」、真ん中以降から21ページに、問12「ご自身のことについて」があり、問13の「自由記述」も含めて、全13項目で構成しております。概要説明は以上となります。</p> <p>どうぞよろしくお願いいたします。</p>
鈴木会長	<p>ありがとうございます。ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございます方は挙手にてお願いしたいと思います。いかがでしょうか。</p>
田口委員	<p>いつも質問させてもらうのですが、何も知らないので質問をするので、文句を言うわけではありませんので、よろしくお願いいたします。</p> <p>最初に説明がありました調査の特徴の「2 状態の把握（どのような身体状態（運動機能、口腔機能等）の高齢者が、どの圏域にどれだけのいるのかが把握が可能）」、「3 追跡調査（追跡調査が可能）」とありますけれども、なぜ4,000人なのですか。全数調査し、後で追跡調査をするとどうなったかのほうがわかりやすいと思います。また、追跡調査をするのに、個人の名前も書かないですね。それでなぜ介護の状態になったのかなどがわかるのですか。</p>
鈴木会長	<p>事務局、よろしくお願いいたします。</p>
高齢福祉推進課長	<p>最初の調査の人数につきましては、今回4,000人の想定をしております。これにつきましては、有効回答率を含めていただければ調査として統計学上成り立つであろうということで4,000人と設定しています。ちなみに前回ですと、ニーズ調査については回答率70%でしたので、それに対していただいた2,800人ほどの回答がありました。これだけあれば統計学上、調査が可能であると考えています。</p> <p>二点目の個人名については、表紙の左上のほうに四角で囲っている枠があります。こちらの方にご住所とお名前、個人番号を含めてラベルシールで貼付して送付をさせていただきます。これを貼った状態で回答いただきますので、記入いただく必要がなく、私どもで個人が特定できる状態となっております。</p>
田口委員	<p>ありがとうございます。</p> <p>65歳以上で要介護認定を受けていない調査対象の人に該当する人は、彦根市に何人いるのですか。</p>

高齢福祉推進課長	今回でいきますと、65歳以上で要介護認定1から5を受けていない方は7月末現在で24,929人、おおよそ2万5,000人となっています。
田口委員	私は全数調査をお勧めしたいのですが、これは名前を貼って送ると答えたくない人が増えるのではないかと思います。せっかく調査するのでしたら皆の声を聞いたほうが、それぞれのところがわかりやすいと思います。25,000人中の4,000人という統計上はデータが出るのだと思いますが、市民の皆の声はどうなのでしょう。これは費用がないからですか。
高齢福祉推進課長	おっしゃるように全数調査をし、より多くの声をお聞きするということは本来望ましい姿であろうかと思えます。ただ、おっしゃっていただいたとおり費用の面もございますし、また、限られた日数の中で調査の統計をまとめあげるという部分もございますので、そういった部分で4,000人という人数で全数調査はしない方針です。ご理解のほどよろしくお願いいたします。
田口委員	続いての質問です。前の調査では12月12日までに出しなさいということでした。今、会議を開いていろいろな意見が出て修正をして、印刷して袋詰めして送って、間に合うのですか。それとも、もう印刷にかかっているのですか。
高齢福祉推進課長	印刷はまだかかっておりません。本日の協議会を踏まえてご意見等を賜った上で、修正等あればそこを反映して調査の方を実施させていただきますので、印刷はかかっておりません。この協議会が終わりまして、いただいたご意見を部内で協議して調整・修正を加えて、11月に発送、12月に回答期限を予定しています。12月に回答期限を迎えまして、年が明けてから分析をさせていただきます。2月の下旬になります。調査結果という形でとりまとめさせていただきます。協議会でご報告をさせていただきたいというふうにスケジュールとしては考えています。
田口委員	ありがとうございました。
鈴木会長	ほかにご質問がある人は挙手にてお願いいたします。
城戸委員	21ページ、最近、身寄りのない人や死後どうするのかという人が増えていまして、なかなかよいアンケート項目を入れてくださっているという感想を持ちました。 それと質問ですが、最近のアンケートや調査では二次元コードを表示してスマホからでも回答できるようにというようなことも広まっていますが、そのあたりの何か改善などはできるのかをご回答いただきたいと思います。 郵便で返送するとき、ポストまで行くのが手間という人もいますので、そういったことをしていただくと回答してくれる人が増えるのかなと思いましたので質問させていただきました。
JMC株式会社	ご質問ありがとうございます。今回、二次元コード等のインターネット回答を実施する予定はございません。実は前回、3年前に他の市町と実施させていただいた事例がございました。その際、やはり高齢者の方になりますので、実際に紙の調査で回答していた人が7割8割の割合の中で一部の方がインターネットで回答され、残りの人が紙で回答するというような形で、全体の回収率は増えなかったという事例があります。 実際、厚生労働省の調査では、住所のところに住まわれていない人や、病院等に入院されている人もいらっしゃいますので、今だいたい70%くらいの回収率となっています。インターネットにさせていただいたとしてもあまり変わらないのではないかとというのが我々の見解です。
城戸委員	今後もそういった方針でよろしいでしょうか。

福祉保健部長	<p>国勢調査の回収率が非常に低いですが、私は 30 年前の平成 7 年の国勢調査を担当しまして、その時から考えると想像のできない世の中になってきたと思います。当然、調査拒否も起こっていて、そういったことから回収率が低くなっているからインターネットの回答も増えているということです。</p> <p>今ほど、ジェイエムシー様からおっしゃっていただきましたが、我々の調査の回収率は 70%と高いです。回収率が半分を超えることは行政の調査では珍しいので、この状態が続くならば、他の方法を併用することは考えておりません。もちろん低くなってくれば、利便性も含めて考えていきたいと思えます。</p>
城戸委員	ありがとうございます。
鈴木会長	ほかにいかがでしょうか。
松居委員	<p>何点かお伺いさせていただきたいと思えます。</p> <p>今ほど、部長が回答率をおっしゃっていただいて、私も彦根の調査は前回も高かったなという覚えがあるのですが、そういう意味では、今回も回答をしてくださるのだと思っています。</p> <p>ただ一方で、サンプル数 4,000 が著しく落ちるとすることも考えられると思えます。そうした場合に、例えばどれくらいの回収率があれば有効とみなすという考えでいらっしゃるのか。当然、有意に終わっていただきたいと思うのですが、そうなったときに田口さんがおっしゃっていただいたようにさらに多くの声を拾うという方法があるとすれば、どういうふうに考えていかれるのかです。</p> <p>それと、調査設問の項目のことですが、必須、オプション、市独自ということで、市独自の項目は結構大事なのではないかと思います。市独自の設問を設定するに当たって、方針について、事務局で現状を踏まえてこういうふうを考えましたということがあれば教えていただきたいです。</p> <p>それと、調査の特徴で今回は結果が照合できるようになったということで、照合することで何かその先に手を打つという考えになっているのか、今回はここまでになっているのか、そのあたりがどうなっているのかについて教えていただければと思えます。</p>
鈴木会長	事務局からでよろしいでしょうか。
JMC株式会社	<p>ありがとうございます。私の方から、まず一つ目の回答数についてお答えさせていただきます。</p> <p>こちらにつきましては、今回 4,000 件の配布になっていまして、実際に 70%としますと 2,800 件となります。彦根市さんにおきましては日常生活圏域というものが 7 つございまして、実際に 7 つの圏域に分けて回答があった方を分析する形になります。その 7 つの圏域で一定数以上の回答を求める必要があるという形になりますので、配布自体 4,000 件というバーを引いているという形になっております。</p> <p>一概には言えないのですが、統計的に見ますと、実際には 60%、65%以上回収率があれば今回についても十分に統計的に取れるという状況になっていると思っております。</p> <p>また、番号照合についてですが、今回、国で追跡調査ができるように番号照合という方法を導入しています。実際に高齢者の方のメリットとしまして、お住まいの例えば圏域、年齢や性別などの基本的な属性につきまして、調査の項目の中から割愛させていただき、ご本人様には聞かない形となっております。</p>

	<p>そうすることにより、どの辺りに住んでいるかということや、実際の年齢などの詳細な分析が安定的にできるというメリットがあり、そういったところに活用させていただけたらと思います。</p>
高齡福祉推進課長	<p>二つ目のご質問について回答いたします。彦根市の独自設問の設定についてご質問をいただきました。こちらにつきましては、調査票3ページ下段で、「災害が発生したとき、避難できますか。」「災害が発生したときの避難場所を知っていますか。」と災害のことを確認しております。これにつきましては、いつ起こるか分からない災害につきまして高齢者の部分で地域防災計画の策定や災害時避難行動要支援者制度の参考資料としたい旨がありましたので設定させていただきました。</p> <p>また、8ページ、10ページに地域の活動や、支え合いについての設問を盛り込ませていただいております。これにつきましては、これから地域の力・支え合いの部分の部分をどうしても発揮していただきたいという思いがありますので、実際の利用者のニーズを聞きたいと思い、設定をさせていただきました。</p> <p>そして、13ページから16ページに渡り問9として、認知症についての設問を新たに盛り込ませていただきました。これにつきましては、今回の第10期計画策定と彦根市の認知症施策を合わせて策定することとしておりますので、その参考とさせていただくため、新たに大きく追加しております。</p> <p>それから、最終21ページ、先ほど城戸委員からご意見をいただきました「身寄りのない人」について、こちらも新たに追加させていただいております。これにつきましては今後、身寄りのない人が増えてくるというふうに国でも言われておりますので、死後の事務も含めまして今回設問を設定させていただきました。</p>
福祉保健部長	<p>少し補足させていただきます。課長が申し上げたとおりでございます。私が三本柱として、今後、必要だと考えていることは三つございます。</p> <p>一つ目は、前の会議でも話していますが、「認知症の計画」もここに盛り込んでいきたいと考えております。認知症のことも大変重要だと思っております。</p> <p>二つ目が、「身寄りのない人」について、でございます。これも国で議論をされておりますので、この辺りの質問を入れたいと考えています。</p> <p>もう一つは、「ダブルケア」でございます。これは在宅介護の国の調査の方に少し入れておりますが、三本柱としてもう一つ力を入れたいなというのと、地域とのつながりはどうなのかということも聞きたかったため、そういった質問を入れさせていただいたということです。</p> <p>冒頭のご質問でもありましたが、当然予算の関係もございまして、質問の数も多ければ多いほどいいかということそうでもないです。実際に自分でやっていて長いと途中でやめることもあり、ある程度の質問に抑える必要もありますので、そういったところで補足をさせていただきました。</p>
鈴木会長	<p>ありがとうございます。松居委員いかがですか。</p>
松居委員	<p>ありがとうございました。番号照会のところで圏域などがよりわかりやすくなるという部分で、アンケートの趣旨としてはよりいいかと思えます。返ってきたサンプルが日常生活圏域からまんべんなく出てきているとは限らないかなという部分もありましたので、ご説明をお伺いする中で偏りがあったとしても、その考え方がどこから出てきたのかということが反映できるとより良い計画になってくるのかと思いました。</p> <p>また、部長がおっしゃっていただいた中で特に身寄りの問題については、社協としても微力ではありますが、取り組ませていただいて、国でも新日</p>

	<p>自事業（※）の部分で大きく打ち出されてきていますので、そういった部分で社協としてもいろいろできればいいのかなというふうに改めて思います。</p> <p>（※）新日自事業・・・2025年に厚生労働省が検討している社会福祉法改正により、支援事業を拡充・発展させた、新たな支援事業の仮称</p>
鈴木会長	ありがとうございました。他にいかがでしょうか。
辻委員	<p>検討していただいて、もし可能であれば盛り込んでいただけたらというところですが、問1のところですが。家族について聞かれています、その中で対象者の介護が必要かという問いがあるのですが、逆に「対象者が介護をしているかどうか」というところを入れていただくかどうかをご検討していただけないかなと思います。といいますのは、やはり身体状況に不安を抱えたり、「自分が無理をしてでも」といって、介護されている65歳以上の方は増えてきていますので、対象の方が介護を必要としているかだけではなく、介護に回っているかどうかを調査をしていただくと状態ははっきりしてくるかなと思ったのでご検討いただければと思います。</p>
鈴木会長	要望ということでよろしいでしょうか。他にご質問はございませんか。
細田委員	9ページ、問6は国のオプションということですが、引退した時期を、【昭和・平成・令和】で何年と聞いていますが、そうではなくて年齢をお聞きした方がいいのではないかと思いますがいかがでしょうか。
鈴木会長	「年号ではなく何歳に引退したのかというように変えた方がいいのではないか」という質問でよろしいでしょうか。事務局いかがでしょうか。
JMC株式会社	今回、初めて国がこの形を出してきました。正直に申しまして我々も見たときに、どうしてこのような聞き方をするかと思いました。一方で国の項目も含めて、先ほどご紹介のありました「見える化システム」にデータを登録し、その結果として他の市町村との比較も可能となっております。そのあたりも踏まえて事務局と相談して最終的に決定したいと思います。
細田委員	ありがとうございます。
鈴木会長	ありがとうございます。他にいかがでしょうか。
田口委員	この調査をされる時、私も回答しました。その時の感想を言いますと、言葉が大変わかりにくかったです。皆さんは、「介護と医療の違い」や「認知症はどういったものか」などわかるのですが、普通の人は何もわからないです。そういうままで答えないといけないということは、国のアンケートにも言えることです。先ほどのこと言うと、引退したというのは何を以て引退したかです。最初の就労を辞めて次にアルバイトをしたとすると、それはいつ引退しか、はっきりしない言葉がいっぱいあり、なかなか答えにくかったというのが印象です。
鈴木会長	ご意見ということでよろしいでしょうか。事務局から何かありますでしょうか。
高齢福祉推進課長	表現についてのご意見をいただいたところでございます。事務局としても一定わかりやすい表現になるよう努めてきたところですが、最終策定にあたりましてはもう一度見直しをさせていただきまして少しでもわかりやすい表現に、改められるところは改めるようにしていきますのでよろしくお願いたします。
鈴木会長	ありがとうございます。私から一つお願いしたいなと思います。18ページ、19ページに、人生会議についての質問があるのですが、「人生会議をご存じですか。」、19ページに「最期をどこでお迎えしたいですか。」という質問がありま

	<p>す。「人生会議していますか。」とか、「普段から話をしていますか。」という質問の追加は可能ですか。スペースの問題があると思いますが、知っている方々が実際にどこで最期を迎えたいのかなどのお話をしているのか、彦根市民はどれくらい話をされているのかということは、在宅介護医療の関係ではなかなか調査やアンケートがとれないのでご検討いただければと思います。</p>
事業者支援係長	<p>問4、7と8の間に市独自の設問として設けられるよう考えていきます。</p>
鈴木会長	<p>ありがとうございました。では、よろしいでしょうか。だいが質問も出たと思いますので、ここで介護予防・日常生活圏域ニーズ調査につきまして本日の委員の意見を踏まえて実施していただけますようお願いいたします。</p> <p>では、続きまして次第2、在宅介護実態調査についてです。本調査の次期計画における施策検討のための調査となります。委員の皆様からそれぞれご意見をいただきたいと思います。事務局からまずご説明をお願いいたします。</p>
<p>2 内容（議題） 在宅介護実態調査について</p>	
高齢福祉推進課長	<p>それでは、「在宅介護実態調査」の概要についてご説明いたします。</p> <p>資料1「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の概要」の2ページ目と、資料2「彦根市在宅介護実態調査」をご準備ください。</p> <p>本調査は、「要介護者の在宅生活」や「介護者の就労継続に有効な介護サービス」を検討するため、第10期計画策定の基礎資料として、在宅で介護を受けている要介護認定者を対象に調査を実施するものです。</p> <p>これまでの「地域包括ケアシステムの構築」という観点に加え、「介護離職をなくしていくためにはどのようなサービスが必要か」といった観点を盛り込むため、「高齢者等の適切な在宅生活の継続」と「家族等介護者の就労継続」の実現に向けた介護サービスの在り方を検討することを目的として実施します。</p> <p>また、今後の本市の高齢者保健福祉施策を進める上での参考とするために行うものです。</p> <p>調査を実施する際の詳細につきましては、資料に掲載しておりますとおりですが、在宅で生活している要支援・要介護認定を受けている人のうち、更新申請や区分変更申請に伴う認定調査を受ける（または受けた）人を無作為に抽出し、調査人数は郵送で1,000人を想定しています。</p> <p>実施した結果は、主に以下の2点について、活用を予定しております。</p> <p>1つ目、「要介護認定データとの紐づけ分析」です。</p> <p>調査結果を要介護認定データと紐づけて分析することで、「要介護度が高くなっても、介護者が就労を継続できているサービス利用の実態」などが分析可能となっております。</p> <p>2つ目が、「見える化システム」との連携です。</p> <p>国が提供する「見える化システム」と連携することで、認定データと組み合わせた分析結果の閲覧が可能となります。</p> <p>次に、「在宅介護実態調査票」についてご説明します。</p> <p>調査票設問の見方については、さきの「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」の調査票と同様に、</p> <p>設問番号の色が水色の箇所は、「国の必須設問」です。</p> <p>黄緑色の箇所は、「国のオプション設問」です。</p> <p>色付けしていない箇所は、「彦根市の独自設問」となっております。</p>

	<p>この調査の対象者は、在宅で生活している要支援・要介護認定を受けている人です。</p> <p>調査票には、必須項目11問、オプション項目9問、市独自項目5問の合計25問を想定しております。</p> <p>2ページから7ページは、「A票：基本事項について」で要介護者の在宅生活などに関する質問となっています。</p> <p>8ページから11ページは、「B票：主な介護者について」で主な介護者の就労状況などに関する質問となり、問26の「自由記述」も含めて、全26項目で構成しております。</p> <p>説明は以上となります。</p>
鈴木会長	<p>ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問ございます方、挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。</p> <p>皆さんが考えている間、一つよろしいですか。4ページの問9と10ですが、こちら「介護保険サービスをご利用しているかお答えください。」というところと、問10「今後必要と思うサービスをお答えください。」とありますが、こちらはサービスが絞られていますか何か意図があるのでしょうか。リハビリサービスや、小規模多機能型居宅介護、看護多機能型居宅介護、福祉用具貸与も入ってもいいのかなと思うのですが、この4つのサービスに限定された理由などはあるのでしょうか。</p>
高齢福祉推進課長	<p>ありがとうございます。こちらは市独自の設問となっております、今回新たに追加した部分になっております。主だったところ、わかりやすい部分を列挙した形になりまして、こちらの内容をもう少し検討させていただいて、できる部分はもう少し細分化させていただきます。</p>
福祉保健部長	<p>この問9、問10は私が入れるように言ったところですが、在宅サービスの三本柱を入れておこうということで入れただけですので、修正は検討させていただきます。</p>
鈴木会長	<p>他にいかがでしょうか。</p>
辻委員	<p>実は今、ケアマネジャーのシャドーワークが全国的にも課題になってきているということがありまして、1ページの記入に際してのお願いという中で「家族や本人を担当しているケアマネジャーが、本人の代わりに回答されても結構です」と、これは国の文言そのままというのがわかるのですが、2ページは「調査の対象者（本人）のケアマネジャー」という項目があります。これは鈴木委員にも菅原委員にも高橋委員にもご意見をいただきたいところですが、今、シャドーワークが言われている中でこの文言をそのまま入れておくのはどうかというところなんです。恐らくケアマネジャーは利用者さんに頼まれたら嫌とは言わないので、一緒に代筆させていただくことは当然するのですが、文言としてこれを入れるのが本当にいいのかどうか皆さんの意見をいただきたいと思えます。</p>
鈴木会長	<p>ありがとうございます。ご指名をいただきました高橋委員いかがでしょうか。</p>
高橋委員	<p>確かに、辻委員のおっしゃったように、このような文言が入っていると「お願いします。」ということが増える気がします。そういう中で、うちの居宅のケアマネジャーも業務的に詰め詰めなので、これに時間をとられてしまうことは懸念するところです。この文言を入れずに、後援というか「教えてほしい」ということがあれば当然話は聞いていくのだと思うのですが、こうなってしまうと完全に「お願いします」的な部分ができてしまうのかなというところがすごく心配です。</p>

	<p>もう一つ、こちらは在宅介護に関する調査ということで、要介護認定を受けていない 65 歳以上の人ですすでに施設などに入所している人には郵送はしないということでよろしいでしょうか。</p>
事業者支援係長	<p>施設入所の方に郵送をするかについて、先に、ご回答させていただきます。データを抽出させていただく中で、先に施設入所の方は給付実績に基づいて削除をさせていただきます。</p>
高齢福祉推進課長	<p>一点目について、これは国の必須事項になっていますが、市独自に変更することもできます。辻委員からありましたように、ケアマネジャーのシャドークワークという部分は私たちも大変ご負担をかけていると感じているところです。当然、これを見ると、お願いしますという流れになってしまうのかなという部分もありますので、必須項目ですが市独自に変えさせていただいて「4 調査の対象者（本人）のケアマネジャー」を省き、5 を繰り上げさせていただくにいたします。併せて 1 ページに、「家族や本人を担当しているケアマネジャーが、本人の代わりに回答されても結構です。」と記載がありますので、その部分の表現も修正のほう検討させていただきます。</p>
鈴木会長	<p>菅原委員はいかがですか。</p>
菅原委員	<p>私も同じ意見で、市から出ているところで、公にも「頼んでください」となってしまうのでそのあたりは表現を考えていただきたいと思います。</p>
鈴木会長	<p>削除いただけるということですが、私は本来シャドークワークを調査させるためにわざと入れて回答させた方が、ケアマネジャーはこんなことまでしないといけないのかと逆の意味での実態調査になるのかと思いましたが、抜いたら抜いたでケアマネジャーが書いているのだろうなと思いました。</p>
福祉保健部長	<p>最後、決裁するのは私ですので、すごく気になりました。シャドークワークのことを知っていながら、ここをどうしようかと。ご提案するまでに消す方が良かったのですが、結果論で言い訳がましくなり申し訳ございません。こういう議論をしっかりしていただいて、それを議事録として残して彦根市としてはこれでいくということもご意見として一つあってもいいかなという思いもあり、皆様のご意見もいただく上でご提案させていただいたものです。課長が申したように対応させていただきます。</p>
鈴木会長	<p>ありがとうございます。では、辻委員お願いいたします。</p>
辻委員	<p>今ほどの問 1 の件で、4 を削除して 5 を繰り上げということですが、鈴木会長のご意見も確かに最もだと思いましたので、その他のところで括弧をつけていただいて括弧書きで誰が書いたか分かるようにしていただくことは可能でしょうか。</p>
事業者支援係長	<p>はい、可能です。</p>
辻委員	<p>そうするとケアマネが書いたことがわかりますね。</p>
鈴木会長	<p>はい。ありがとうございます。ほかにご質問のある方、いかがでしょうか。</p>
田口委員	<p>すみません。何も分からないというところで、「主な介護者」というのは何でしょうか。例えば「一人暮らしの人がいて生活保護を受けている」と。たまに「住宅にホームヘルパーさんが来ていただいている」と。その場合は「ホームヘルパー」が「主な介護者」として B 票、フルタイムで働いていますと、働き方でこんなことをやっている、そういう回答をするのですか。言っている趣旨はわかりますか。B 票の問 11 や問 19、問 20 もありますね。これで「一人暮</p>

	らしの人がホームヘルパーに来ていただいている」とすると、「主な介護者」が「ホームヘルパー」で、その「ホームヘルパーがフルタイムで働いている」、「介護のために休暇を取りながら働いている」というような回答をするのですか。
高齢福祉推進課長	今の件につきまして、「主な介護者」という部分は「介護サービス従事者」ではございません。あくまでご家族やご親族という形になります。もし、「お一人暮らし」の人ですと、「その他、無」という形になります。あくまでも「介護をされているご家族やご親族」を示しています。
田口委員	それがわかるようにどこかに書いておいてもらえたらいいと思います。
高齢福祉推進課長	ありがとうございます。今ご意見いただきました注釈につきまして、調査票の中に記載をします。
鈴木会長	その他、いかがでしょうか。
松居委員	今の話に関連しての確認ですが、田口委員は8ページ、問18のところを言っていたかと思いますが、この主な介護者というのは2ページの問4のところから引っ張ってきている感じでもないということですか。問4が「調査の対象者を、主に介護している人は、どなたですか。」となっているので、その流れでその方の勤務形態というつながりでもない感じですか。確認です。
高齢福祉推進課長	ありがとうございます。ご指摘いただいたように引っ張ってきています。問4でお答えいただいた方が8ページ問19で、こういった勤務形態でお勤めされているかをお尋ねする部分になっています。
松居委員	ありがとうございます。そうすると先ほどおっしゃっていただいたような注釈の部分で、「問4で選択した部分で」というものがあると、よりわかりやすいのかなと思いましたので、そのあたりをご検討いただければと思います。よろしく願いいたします。
高齢福祉推進課長	ありがとうございます。いただいたご意見、検討させていただきます。
鈴木会長	その他、いかがでしょうか。
城戸委員	仕事の関係なのですが、今回は無理としても次回で結構ですので、「成年後見制度をご存じですか。」などを入れていただけないでしょうか。なかなか成年後見制度は目に触れにくいものになっておりますので、少しでもそういう視覚的に入るといいと思いますので、ご検討のほどよろしくお願いいたします。
福祉保健部長	原案の中には入っていたのですが、私が取りました。と言いますのは、「成年後見制度」については、別の委員会があってそちらで計画をつくっておりますので、そこで確認すべきことだと判断しました。また、全体のボリュームもあり、申し訳ありませんが今回その部分は外しています。また今後の11期、12期では検討をさせていただきます。
鈴木会長	よろしいでしょうか。
城戸委員	ありがとうございました。
鈴木委員	ほかいかがでしょうか。最後にまた6ページの問18のところには先ほどの介護予防の設問と同じように、「最期どこで迎えたいですか。」「お話をされていますか。」という質問を入れていただけたらということをご検討いただければと思います。追加させていただいた人生会議のところでは。

事業者支援係長	ありがとうございます。先ほどと同様に、問 18 の次に追加させていただきます。
鈴木会長	ありがとうございます。では、こちら在宅介護実態調査につきまして、本日の委員の意見を踏まえて実施していただきますようお願いいたします。 次に次第3、その他です。二点、事務局から説明とお知らせがあるということです。まず一点目は、彦根お出かけサポート事業の実施についてです。それでは事務局からご説明をお願いいたします。
3 内容（議題） その他（彦根お出かけサポート事業）について	
地域包括支援係長	<p>それでは、私から「彦根お出かけサポート事業」についてご説明させていただきます。</p> <p>さきの第1回彦根市高齢者保健福祉協議会において委員の方々からもご意見をいただきましたとおり、本市における高齢者の生活・福祉課題のひとつである「移動・外出」に関するニーズは高く、暮らしの中での重要な課題のひとつであると認識しております。</p> <p>このような背景の下、令和2年度以降、「移動・外出支援対策会議」や「生活支援体制整備事業第1層協議体」などにおいて、高齢者の移動・外出支援について検討を進めてまいりました。その検討の中で生まれた取組のひとつが「彦根お出かけサポート事業」です。</p> <p>当該事業につきましては、令和3年度から「移動・外出支援対策会議」の委員としてご参加いただいていた介護老人保健施設アロフェンテ彦根様において、先行的に事業を実施いただいております。</p> <p>その後、新型コロナウイルス感染症の流行により事業の推進が困難な状況が続きましたが、今年度からは生活支援体制整備事業の重点事項として位置付け、事業の仕組みを明確化するとともに、賛同事業所の把握を目的としたアンケート調査を実施するなど、新たな事業所の拡充を図っているところです。</p> <p>それでは、当該事業の概要についてご説明いたします。お手元の資料「彦根お出かけサポート事業（案）」をご覧ください。</p> <p>本事業は、市内で介護サービスを提供する事業所と自治会等が連携し、介護サービス事業所が保有する車両を活用して、空き時間に店舗等への買い物支援などの送迎を行うものです。</p> <p>利用する自治会等にはサポート窓口を設けていただき、送迎を行う介護サービス事業所と実施方法や利用者の調整などを行っていただきます。また、生活支援体制整備事業で配置している地域支え合い推進員が、事業の実施および継続に向けたコーディネートを担います。</p> <p>利用対象者は、原則として「65歳以上の高齢者」で「自ら運転ができない方」としておりますが、具体的な対象者については関係者間で調整を行うこととしています。</p> <p>現在、本事業を実施しているのは2事業所です。令和3年度から実施いただいている介護老人保健施設アロフェンテ彦根様に加え、今年度からは社会福祉法人近江ふるさと会様にも新たにご参加いただいております。</p> <p>今後は、協力いただける事業所を更に増やししながら、取組の充実を図ってまいりたいと考えております。皆様のご理解とご協力をどうぞよろしくお願いいたします。</p>
鈴木会長	ありがとうございます。ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございます方、挙手をお願いいたします。

田口委員	ありがとうございます。こういう事業はありがたいと思うのですが、車は貸してもらえるのですが、運転は誰がするのですか。
地域包括支援係長	事業所の従事者が運転を担当してくださることになっています。
田口委員	いろいろな地域で自分の自動車を出していろいろなことをしていますが、事業所に頼んだら無料でしてもらえるとということですか。
地域包括支援係長	こちらの事業だけで、こういった外出に係る支援の全てを賄おうとするものではないです。住民互助活動による、田口委員がおっしゃった外出支援も同時並行的に行っていこうと考えております。住民互助活動を行っていただけるところにつきましても、数年間取組を進めておりますが、一定進んでいる地域と進んでいない地域が見えてきたところがあります。特に今回の彦根おでかけサポート事業については、住民互助活動がなかなか進んでいない地域について力を入れて進めていきたいと思っております。両方の施策を同時に行うことによって市内の高齢者の外出支援につながっていけばという考えで取り組んでいます。
田口委員	ありがとうございます。また詳しく教えてください。
鈴木会長	他いかがでしょうか。
辻委員	これは案ということですが、これがしっかり動くようになってきた場合にはどのように周知をされるのでしょうか。例えば、包括や居宅が知っていて情報提供をしていくのか、それとも何らかの形で住民にも周知をされる予定があるのかを教えていただけたらと思います。
地域包括支援係長	このお出かけサポート事業につきましては、まず事業所で行っていただける場所がないと始まりませんので、まずはその拡充をしていきたいと思っております。その拡充ができた時に、事業所で対象地域を決めていただきますので、その地域に対して周知を行っていくことになると思っております。
辻委員	その対象の地域が決まったら、対象地域の住民にはどのように周知をされるのでしょうか。広報などで周知するイメージでよろしいですか。
地域包括支援係長	対象地域が市内全域ではありませんので、広報というより地域に限定した通知を行っていこうと考えております。
辻委員	ありがとうございます。
鈴木会長	他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。 次に二点目です。協議会委員についてお知らせです。それでは事務局からお願いいたします。
3 内容（議題） その他（協議会委員の改正）について	
高齢福祉推進課長	「協議会委員の改選について」お知らせいたします。 まず、現委員様の任期が今年 12 月末で満了となりますことから、各委員の所属団体に次期委員の推薦依頼をさせていただき予定でございます。 また、公募委員 2 名の募集につきましては、11 月の広報に掲載し、公募を開始しております。 なお、第 3 回の本協議会は、さきに日程調整をさせていただいておりましたが、日程が確定しましたので、この場でお知らせさせていただきます。

	<p>現委員様に出席いただく会議として、12月23日(火)午後2時から彦根市福祉センター別館2階多目的会議室にて開催いたします。改めまして通知を送付させていただきますので、ご確認の上、ご出席をお願いいたします。</p>
鈴木会長	<p>ありがとうございます。ご意見、ご質問はございますでしょうか。 次回は12月23日火曜日、午後2時からということをお願いいたします。 それでは、本日の協議は以上となりますが、その他、委員の皆様から何かご質問ありますでしょうか。</p>
田口委員	<p>私ばかり申し訳ないです。介護制度は「介護を受ける人」、「介護をする人」、それから「いろいろな施設」があると思います。今の大きな問題は、介護する人がいないということがあると思うので、働いている人やケアマネジャー、施設長など、介護施設にアンケートは取らないのですか。そういうことは考えていないのですか。それで実態を把握して、なぜ人が集まらないのか働いている人の声を聞いてそれで計画の中に入れられたらと思っています。</p>
事業者支援係長	<p>今回調査をさせていただくのが三つあります。次回の会議で「介護人材実態調査」につきましても、皆さんからご意見をいただく予定をしております。「介護人材実態調査」で、そのあたりについても確認させていただきたいと思います。</p>
田口委員	<p>ありがとうございます。それで、もう一つの「介護を受ける側」、「サービスを提供する側」、それと真ん中に「行政」というものが入っていると思います。行政の人にもアンケートをとって、今の制度がおかしいのではないか、こんなところをもう少し改善したらいいのではないかというアンケートがとれたらなんと私は勝手に思っています。</p>
福祉保健部長	<p>今、ご質問いただきました「行政」というのは、我々職員ということでしょうか。</p>
田口委員	<p>それぞれの方が窓口で苦勞して、こんな声を聞いているが市ではこういう指導をされているから狭間にいて困っているなど、そういった声が聞ければいろいろな改革につながっていくと思います。</p>
福祉保健部長	<p>「自治体の職員からの声を聞く」という話でよろしいでしょうか。</p>
田口委員	<p>市からは「ここまでしか説明をするなどと言われている」、「本当はもっと説明したら介護を受ける人が、いろいろ選択肢があるのに質問があったことだけ答えておくように」というような指導をもしされているのであれば、「お役に立ちたいけれどもこういった指導をされているのでそれができずに苦しんでいる」というようなことが、もしあれば、そういったことも改革できるのではないかと思います。</p>
介護保険係長	<p>高齢福祉推進課介護保険係からお答えします。日頃、窓口でご家族やケアマネジャーと非常に多く接する機会がある係となっています。ご質問にありましたような、ここまでしか説明をするなどというような指導はまったくしておりませんので、それはまずご理解をいただきたいと思います。ご家族やご本人が介護のことでお困りのことがあり、窓口に来られる際には、丁寧に対応するように心がけております。もし何か職員が対応等で困ったことがあれば、上司などに相談が上がるような体制になっていますので、アンケートいう方法をとらなくても一定共有ができていますと考えています。</p>
田口委員	<p>ありがとうございます。また後で教えていただきたいと思います。</p>

鈴木会長	<p>ありがとうございました。ほかいかがでしょうか。まだ発言がない方よろしいでしょうか。それでは、議事進行にご協力いただきましてありがとうございました。事務局へお返ししたいと思います。よろしくお願いいたします。</p>
福祉保健部次長	<p>皆様、ありがとうございました。本日は、大変多くの意見をいただきまして、誠にありがとうございます。本日いただきましたご意見につきましては、内部で検討いたしまして、反映できるものについては反映して、調査を実施させていただきたいと考えております。また、アンケートの結果につきましても、後日にはなりますがこの会の場で共有させていただき、次期計画策定を進めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>これを持ちまして、令和7年度第2回彦根市高齢者保健福祉協議会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。お気をつけてお帰りください。</p>